

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月16日

【会社名】 株式会社ACCESS

【英訳名】 ACCESS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) 兼子 孝夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号

【電話番号】 043-212-2111

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 兼 最高財務責任者(CFO) 室伏 伸哉

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番2号

【電話番号】 043-212-2111

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 兼 最高財務責任者(CFO) 室伏 伸哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年4月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年4月15日

- (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ①今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- ②単元未満株式についての権利を明確にするため、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ③平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第27条（取締役の責任限定契約）及び第35条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第27条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。また、責任限定契約に係る定款の一部変更に関する効力発生日について、附則を設けるものであります。
- ④上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、兼子孝夫、大石清恭、室伏伸哉、夏海龍司、植松理昌、宮内義彦、新浪剛史を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、中江隆耀、山本隆臣、古川雅一を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	196,619	1,003	191	(注) 1	可決 99.40
第2号議案 取締役7名選任の件					
兼子 孝夫	191,533	5,794	197		可決 96.97
大石 清恭	195,579	1,748	197		可決 99.02
室伏 伸哉	191,476	5,851	197	(注) 2	可決 96.94
夏海 龍司	195,587	1,740	197		可決 99.02
植松 理昌	195,579	1,748	197		可決 99.02
宮内 義彦	191,354	5,973	197		可決 96.88
新浪 剛史	187,013	10,314	197		可決 94.68
第3号議案 監査役3名選任の件					
中江 隆耀	195,790	1,827	199	(注) 2	可決 98.98
山本 隆臣	191,380	6,237	199		可決 96.75
古川 雅一	195,842	1,775	199		可決 99.00

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。